

新旧対照表

改正後	改正前
高知県高性能林業機械等整備事業実施要領	高知県高性能林業機械等整備事業実施要領
<p>第1 趣旨</p> <p>1 高知県高性能林業機械等整備事業については、次の(1)及び(2)並びに高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 森林づくりタイプ</p> <p>ア <u>次世代林業基盤づくり交付金交付要綱(平成25年5月16日25林政第174号)</u></p> <p>イ <u>森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱(平成25年5月16日25林政経第105号)</u></p> <p>ウ <u>森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領(平成25年5月16日25林政経第106号)</u></p> <p>エ <u>森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について(平成25年5月16日25林政経第107号)</u></p> <p>オ <u>森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領(平成25年5月16日25林政経第108号)</u></p> <p>(2) プロジェクトタイプ</p> <p>ア <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日18企第381号)</u></p> <p>イ <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日19企第100号)</u></p> <p>ウ <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成19年8月1日19企第101号)</u></p> <p>エ <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成19年8月1日19企第102号)</u></p> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第8 計画に基づく施設導入の契約</p> <p>1 <u>森林づくりタイプ・プロジェクトタイプにおける市町村以外の実施主体が締結する契約(1)～(3) (略)</u></p> <p>(4) 競争入札の参加資格</p> <p>補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第8号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p> <p>2 <u>作業システム改善タイプ・レンタルタイプにおける市町村以外の実施主体が締結する契約(1) (略)</u></p> <p>(2) <u>契約書の作成を省略することができる場合</u></p> <p><u>計画事業費が次の金額を超えない場合においては、契約書の作成を省略することができる。</u></p> <p>① <u>工事又は製造の請負 250万円</u></p> <p>② <u>財産の買入れ 160万円</u></p> <p>③ <u>その他の契約 100万円</u></p> <p>第9～第13 (略)</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>1 高知県高性能林業機械等整備事業については、次の(1)及び(2)並びに高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 森林づくりタイプ</p> <p>ア <u>森林・林業再生基盤づくり交付金交付要綱(平成27年4月9日26林政経第272号)</u></p> <p>イ <u>森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱(平成27年4月9日26林政経第266号)</u></p> <p>ウ <u>森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領(平成27年4月9日26林政経第268号)</u></p> <p>エ <u>森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について(平成27年4月9日26林政経第269号)</u></p> <p>オ <u>森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領(平成26年3月31日25林政経第385号)</u></p> <p>(2) プロジェクトタイプ</p> <p>ア <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成25年4月1日24農振第2638号)</u></p> <p>イ <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2151号)</u></p> <p>ウ <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2152号)</u></p> <p>エ <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成26年4月1日26農振第2153号)</u></p> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第8 計画に基づく施設導入の契約</p> <p>1 <u>森林づくりタイプ・プロジェクトタイプにおける市町村以外の実施主体が締結する契約(1)～(3) (略)</u></p> <p>(4) 競争入札の参加資格</p> <p>補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第8号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p> <p>2 <u>作業システム改善タイプ・レンタルタイプにおける市町村以外の実施主体が締結する契約(1) (略)</u></p> <p>第9～第13 (略)</p>

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>附 則 この要領は平成 21 年 6 月 1 日から施行し、平成 21 年度から適用する。</p>	<p>附 則 この要領は平成 21 年 6 月 1 日から施行し、平成 21 年度から適用する。</p>
<p>附 則 この要領は平成 23 年 5 月 27 日から施行し、平成 23 年度から適用する。</p>	<p>附 則 この要領は平成 23 年 5 月 27 日から施行し、平成 23 年度から適用する。</p>
<p>附 則 この要領は平成 24 年 6 月 7 日から施行し、平成 24 年度から適用する。</p>	<p>附 則 この要領は平成 24 年 6 月 7 日から施行し、平成 24 年度から適用する。</p>
<p>附 則 この要領は平成 25 年 5 月 21 日から施行し、平成 25 年度から適用する。</p>	<p>附 則 この要領は平成 25 年 5 月 21 日から施行し、平成 25 年度から適用する。</p>
<p>附 則 この要領は平成 26 年 4 月 25 日から施行し、平成 26 年度から適用する。</p>	<p>附 則 この要領は平成 26 年 4 月 25 日から施行し、平成 26 年度から適用する。</p>
<p>附 則 この要領は平成 27 年 1 月 29 日から施行し、施工日以降の手続きから適用する。</p>	<p>附 則 この要領は平成 27 年 1 月 29 日から施行し、施工日以降の手続きから適用する。</p>
<p>附 則 この要領は平成 27 年 6 月 10 日から施行し、平成 27 年度から適用する。</p>	<p>附 則 この要領は平成 27 年 6 月 10 日から施行し、平成 27 年度から適用する。</p>
<p>附 則 この要領は平成 27 年 8 月 10 日から施行し、施行日以降の手続きから適用する。</p>	<p>附 則 この要領は平成 27 年 8 月 10 日から施行し、施行日以降の手続きから適用する。</p>
<p>附 則 この要領は平成 28 年 4 月 25 日から施行し、平成 28 年度から適用する。</p>	
<p>別表第 1～第 2-1 (略)</p>	<p>別表第 1～第 2-1 (略)</p>

新旧対照表

改正後

改正前

別記

様式第1号(第6の1、第9の1関係)

別記

様式第1号(第6の1、第9の1関係)

森林づくり整備推進計画(変更計画)書

森林づくり整備推進計画(変更計画)書

\_\_\_\_\_(市町村)

\_\_\_\_\_(市町村)

平成 年 月 日

平成 年 月 日

(注) 1 実施主体が「林業者等の組織する団体」である場合は、次の資料を添付してください。

(注) 1 実施主体が「林業者等の組織する団体」である場合は、次の資料を添付してください。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 名称         | (5) 出資金額等 |
| (2) 主たる事務所の所在地 | (6) 規約    |
| (3) 代表者の氏名     | (7) 主たる事業 |
| (4) 構成員等       |           |

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 名称         | (5) 出資金額等 |
| (2) 主たる事務所の所在地 | (6) 規約    |
| (3) 代表者の氏名     | (7) 主たる事業 |
| (4) 構成員等       |           |

2 施設等の導入実施位置図(建物にあつては、事業計画図)を添付してください。

2 施設等の導入実施位置図(建物にあつては、事業計画図)を添付してください。

3 施業実施位置図(年度ごとの計画が確認できるもの)を添付してください。

3 施業実施位置図(年度ごとの計画が確認できるもの)を添付してください。

新旧対照表

(様式第1号の事業計画書様式)  
第1 基本的事項 (略)

第2 事業計画  
1 (略)

2 施設費 (個別指標)

政策目標	メニュー	事業題目	実施主体	事業内容	事業量	事業費 (千円)	事業費分 (千円)	補助金 附帯 事業費 (千円)	合計 (千円)	個別指標				費用対効果 乗分析の結果		備考	
										指標	現状値		目標値		結果 B/C		増加率
											数値	単位	数値	単位			
森林整備 の推進	森林づくり の推進 (林業振興作 業システム整 備)	林業振興作業 システム整備 (林業振興作 業システム整 備)															
		計			台												
		合計			台												

(注) 1 「個別指標」欄における「現状値」、「目標値」については事業実施主体ごとに定めてください。

(1) 指標は取り組みに応じて「搬出間伐の割合」若しくは「間伐材利用量」から選択し、以下のようになめてください。

搬出間伐の割合 現状値 (〇〇年度～〇〇年度の3カ年平均) 〇.〇パーセント→目標値 (搬入後5年且〇〇年度) 〇.〇パーセント  
間伐材利用量 現状値 (〇〇年度～〇〇年度の3カ年平均) 〇〇〇m<sup>3</sup>→目標値 (搬入後5年且〇〇年度) 〇〇〇m<sup>3</sup>

2 「事業内容」欄は、林業振興費を記入してください。

3 「事業費」欄は、消費税相当額を含む金額を記入してください。

補助金額算定に当たっては補助対象事業費を使用してください。

4 事業題目が「林業振興作業システム整備」にあつては増加量及び増加率を「備考」欄に記入してください。

改正後

(様式第1号の事業計画書様式)  
第1 基本的事項 (略)

第2 事業計画  
1 (略)

2 施設費 (個別指標)

政策目標	メニュー	事業題目	実施主体	事業内容	事業量	事業費 (千円)	事業費分 (千円)	補助金 附帯 事業費 (千円)	合計 (千円)	個別指標				費用対効果 分析の結果		備考	
										指標	現状値		目標値		B/C		増加率
											数値	単位	数値	単位			
森林整備 の推進	森林づくり の推進 (林業振興作 業システム整 備)	林業振興作業 システム整備 (林業振興作 業システム整 備)															
		計			台												
		合計			台												

(注) 1 「個別指標」欄における「現状値」、「目標値」については事業実施主体ごとに定めてください。

(1) 指標は取り組みに応じて「搬出間伐の割合」若しくは「間伐材利用量」から選択し、以下のようになめてください。

搬出間伐の割合 現状値 (〇〇年度～〇〇年度の3カ年平均) 〇.〇パーセント→目標値 (〇〇年度) 〇.〇パーセント  
間伐材利用量 現状値 (〇〇年度～〇〇年度の3カ年平均) 〇〇〇m<sup>3</sup>→目標値 (〇〇年度) 〇〇〇m<sup>3</sup>

2 「事業内容」欄は、林業振興費を記入してください。

3 「事業費」欄は、消費税相当額を含む金額を記入してください。

補助金額算定に当たっては補助対象事業費を使用してください。

4 事業題目が「林業振興作業システム整備」にあつては増加量及び増加率を「備考」欄に記入してください。

改正前

新旧対照表

改正後

3 利用計画  
ア 林業機械導入

事業実施主体	森の工場名	機種及び台数	左記の森の工場内における森林経営計画の施業受託者数	搬出間伐実施計画				備考
				現状値		目標値		
				面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	
							面積の増減量 材積の増減量	
							面積の増減量 材積の増減量	
計							面積の増減量 材積の増減量	

- (注) 1 「搬出間伐実施計画」は、導入機械に係る材積を記入してください。  
 「現状値」欄は、最近3ヶ年間の平均値を、「目標値」欄は導入した翌年度から起算した5年目の目標値を記入してください。  
 2 備考欄には現状値と目標値における搬出間伐の面積・材積の増減量を記載してください。

4 事業別内容表 (pp)

改正前

3 利用計画  
ア 林業機械導入

事業実施主体	機種及び台数	利用方法	利 用 計 画				備考
			現在の搬出間伐量		将来の搬出間伐量		
			材積 (m <sup>3</sup> )	材積 (m <sup>3</sup> )	材積 (m <sup>3</sup> )	材積 (m <sup>3</sup> )	
							個別指標 現 状 (ha) 将 来 (ha)
							( ) ( ) ( ) ( )
							( ) ( ) ( ) ( )
計							( ) ( ) ( ) ( )

- (注) 1 「利用方法」欄は、「協業生産」(事業主体自らの事業施設のたため林業機械を導入するもの)又は「共同利用」(事業主体である協同組合等の構成員の利用に供するため林業機械を導入するもの)に区分して記入してください。  
 2 「利用計画」欄における「搬出間伐量」は、導入機械に係る材積を記入してください。  
 3 「個別指標」欄は、( )に伐捨て間伐面積、( )に搬出間伐面積を記入してください。  
 なお、「現状」欄は、最近3ヶ年間の平均値を、「将来」欄は目標年度における目標値を記入してください。

4 事業別内容表 (pp)

新旧対照表

改正後	改正前
<p>様式第2号～第7号 (略)</p> <p>様式第8号 (第8の1関係)</p> <p style="text-align: center;">契約に係る指名停止等に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>[補助事業者] 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 印</p> <p>当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。</p> <p>また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。</p> <p>(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター(平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。)をいう。 ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。</p> <p>(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。</p> <p>なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。</p>	<p>様式第2号～7号 (略)</p> <p>様式第8号 (第8の1関係)</p> <p style="text-align: center;">契約に係る指名停止に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>[補助事業者] 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 印</p> <p>当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。</p> <p>また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。</p> <p>(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="190 331 392 359">別紙 3～3-1 (略)</p> <p data-bbox="190 435 436 462">様式第 9 号～第 20 号 (略)</p> <p data-bbox="190 539 392 566">参考様式 1～5 (略)</p>	<p data-bbox="1191 339 1393 367">別紙 3～3-1 (略)</p> <p data-bbox="1191 443 1438 470">様式第 9 号～第 20 号 (略)</p> <p data-bbox="1191 547 1393 574">参考様式 1～5 (略)</p>